

阪神各市町 国旗の掲揚状況

市長名	公共施設			学校			
	掲揚しない	祝祭日のみ	常時	掲揚しない	祝祭日	行事／儀式	常時
西宮市			○		○	○	
尼崎市			○			○	
芦屋市			○			○	
伊丹市			○			○	
宝塚市			○			△(体育大会除く)	
川西市			○			○	
三田市			○			○	
猪名川町			○		△	○	

平成 28 年 6 月 1 日
(2016 年)

西宮市消防長
西宮市病院事業管理者
西宮市上下水道事業管理者
西宮市教育委員会

} 様

西宮市長

国旗又は市旗の取扱いについて (通知)

このことについて、別紙「国旗又は市旗の取扱いについて」のとおり総務局長より通知しましたので、国旗等の取扱いの際の参考にしていただきますようお願いいたします。

担当：管財部長 阪本
電話 35-3412

平成 28 年 6 月 1 日
(2016 年)

各局部課等の長殿

総務局長

国旗又は市旗の取扱いについて（通知）

本市の施設（本庁舎、支所等の掲揚設備を有する施設）及び本市が主催する式典等において、国旗又は市旗（以下「国旗等」という。）を掲揚する場合の取扱いについては、以下の点に留意してください。

記

1. 「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律(平成 11 年法律第 127 号) 第 1 条に規定する国旗をいい、「市旗」とは、西宮市旗（昭和 45 年 11 月 3 日西宮市告示甲第 95 号）に定める西宮市旗をいう。
2. 国旗等を掲揚する場合は、原則として各施設の執務時間帯に掲揚するものとする。
ただし、別途掲揚依頼がある場合は、その指示によることとする。
3. 国旗等の取扱いについては、以下の点に十分注意すること。
 - (1) 国旗等の掲揚及び保管にあたっては、破損、汚損等がないよう、また品位を損なわないよう丁寧に扱うこと。
 - (2) 国旗等に万が一、破損、汚損等が生じたときは、速やかに修復等すること。
 - (3) 国旗等の屋外での掲揚の方法は、次のとおりとする。
 - (ア) 国旗と市旗を併せて掲揚する場合は、掲揚する建物等の正面に向かって左側に国旗を、右側に市旗を掲揚すること。
 - (イ) 弔意を表す国旗等の掲揚については、特に指示がある場合のほかは半旗によること。
 - (ウ) 荒天時は、国旗等の掲揚は差し控えること。
 - (4) 屋内において本市が主催する式典又は行事で国旗等を掲揚するときは、原則として、会場正面の壁面中央部に掲揚することとし、これにより難しい場合にあっては、会場の正面に向かって左側の見やすい位置に掲揚すること。また、国旗と市旗を併せて掲揚する場合は、会場の正面に向かって左側に国旗を、右側に市旗を掲揚すること。
 - (5) 国旗等と他の旗を掲揚する場合は、慣例に従った方法によること。
 - (6) 掲揚設備を所管する部署にあっては、当該設備の保守及び点検に努め、破損や腐食等の異常が認められる場合は、速やかに整備のための必要な措置を講ずること。

以 上

第3節 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

このことについて学習指導要領第6章の第3の3では、次のように示している。

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」こととしている。

入学式や卒業式のほかに、全校の児童及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、終業式、運動会、開校記念日に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

国旗及び国歌の指導については、社会科において、「我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること。」等としているとともに、音楽科において、「国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。」としている。

入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、このような社会科や音楽科における指導などとの関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

本市の放課後施策の現状と課題



2018年12月20日
放課後施策推進課



Promote Measures After School

【Lecture Menu】

- ① 放課後施策に求められているもの
- ② 放課後関連事業の現状
- ③ 放課後関連事業の課題
- ④ 課題解消に向けた検討の視点

MENU

- ① 放課後施策に求められているもの
- ② 放課後関連事業の現状
- ③ 放課後関連事業の課題
- ④ 課題解消に向けた検討の視点



Promote Measures After School

【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

② 放課後関連事業の
現状

③ 放課後関連事業の
課題

④ 課題解消に向けた
検討の視点

～ 国が求めているもの～ 厚労省・文科省

新・放課後子ども総合プラン(2019～5カ年計画)

【趣旨】

「小1の壁」を打破するとともに、全ての児童が安全・安心に
過ごし、多様な体験活動を行うことができるようにする。

【目標】

- ・女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに約30万人分の
受け皿を整備。＜放課後児童クラブ＞※本市→育成センター
- ・放課後子供教室と児童クラブの両事業を一体的又は連携し
て実施。整備する際は学校施設を徹底的に活用する。



Promote Measures After School

【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

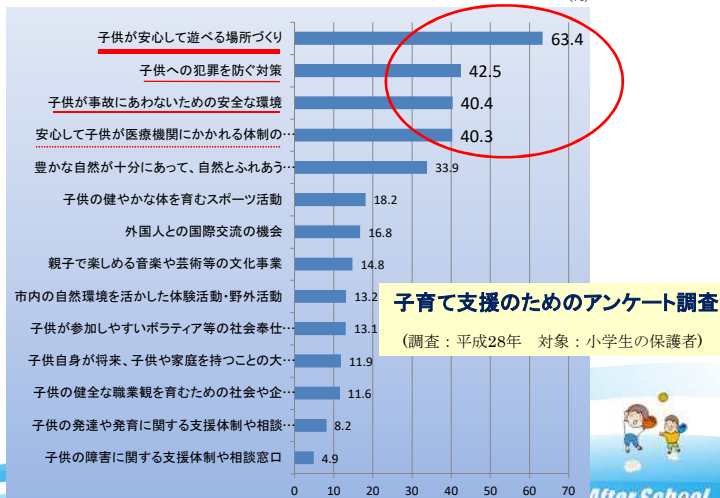
② 放課後関連事業の
現状

③ 放課後関連事業の
課題

④ 課題解消に向けた
検討の視点

～ 保護者が求めているもの I ～

■Q子育て支援でもっと力を入れてほしいことは何か。(全体 N=1,214)
(%)



子育て支援のためのアンケート調査

(調査：平成28年 対象：小学生の保護者)



After School

【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

② 放課後関連事業の
現状

③ 放課後関連事業の
課題

④ 課題解消に向けた
検討の視点

～ 保護者が求めているもの II ～

広聴会「ちちははトーク」で出された意見

(開催:平成29年10月14～19日)

Q 子供たちの放課後の過ごし方について
日頃気になっている事・困っている事は？

120意見中【子供の安全】19件、【遊ぶ機会の減少】43件、
【ゲーム・スマホ・テレビ】35件、【その他】23件

<主な意見>

- ・昼間働いているので、子供の様子が分からず不安。
- ・安心して遊ばせることができる場所がない。
- ・犯罪の対象にならないか心配。
- ・のびのび遊べる場所がない。
- ・習い事などで忙しい子が多く、遊び相手が少ない。
- ・野球などボール遊びできる場所がない(分からない)。
- ・家で友達とゲームばかりしている。



【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

② 放課後関連事業の
現状

③ 放課後関連事業の
課題

④ 課題解消に向けた
検討の視点

～ 子供たちが求めているもの ～

■Q放課後や夏休みに何をしたいか (全国小学生1,000人に調査<1,029人回答>)

【調査】放課後NPOアフタースクール<東京港区> 2014年実施

- 1位 サッカー
- 2位 ドッジボール
- 3位 鬼ごっこ
- 4位 やりたいことがない
- 5位 ゲーム



4人に1人が「友達と」「みんなで」と記入(隠れ1位)

「何をしたいか」ではなく「誰としたいか」
→ 友達と遊べる(過せる)時間と場所!?

【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

② 放課後関連事業の
現状

③ 放課後関連事業の
課題

④ 課題解消に向けた
検討の視点

教育的観点からの懸念

放課後における
異年齢や集団で遊ぶ機会の減少



■ コミュニケーション能力の低下や社会性・
協調性の不足に繋がっているのでは？



Promote Measures After School

【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

② 放課後関連事業の
現状

③ 放課後関連事業の
課題

④ 課題解消に向けた
検討の視点

放課後施策に求められているもの

I 子育て世帯が安心して就労できる
保育環境の充実

II 子供たちが安心して伸び伸びと遊べる
安全で自由な遊び場の充実

III 子供たちが気軽に集える
自由な空間づくり



Promote Measures After School

【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

② **放課後関連事業の
現状**

③ 放課後関連事業の
課題

④ 課題解消に向けた
検討の視点

放課後関連事業の現状

■ 福祉的取り組み

- 1 留守家庭児童育成センター
→ 就労家庭支援・生活の場を提供
- 2 児童館
→ 子育て支援・遊び場の提供

■ 教育的取り組み

- 3 放課後子供教室
→ 地域との交流・体験の場を提供
- 4 子供の居場所づくり事業
→ 遊び場・学びの場の提供



Promote Measures After School

【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

② 放課後関連事業の
現状

③ **放課後関連事業の
課題**

④ 課題解消に向けた
検討の視点

放課後関連事業の課題

■ 福祉的取り組み

- 1 留守家庭児童育成センター
施設不足・老朽化・指導員不足
- 2 児童館
市内9館のみ（地域偏在）

■ 教育的取り組み

- 3 放課後子供教室
地域の負担
- 4 子供の居場所づくり事業
費用対効果



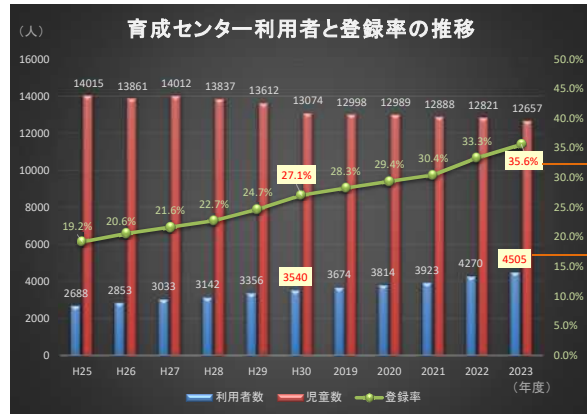
Promote Measures After School

【Lecture Menu】

- ① 放課後施策に求められているもの
- ② 放課後関連事業の現状
- ③ **放課後関連事業の課題**
- ④ 課題解消に向けた検討の視点

放課後関連事業の課題

→ 特に育成センターの課題は重大



※児童数は1～3年生 ※2019年度以降は推計

<5年後>
3人に1人

1千人の増

Promote Measures After School

【Lecture Menu】

- ① 放課後施策に求められているもの
- ② 放課後関連事業の現状
- ③ **放課後関連事業の課題**
- ④ 課題解消に向けた検討の視点

子供の居場所づくり事業の試行(H27～現在)

- 図書室など学校の教室等を活用
- コーディネーターによる調整
- 見守りスタッフによる安全管理
- 自己責任を前提とした事業実施
- 実施内容の多様化による各種検証

Promote Measures After School

放課後関連事業の課題

平成30年度 第4回 総合教育会議

子供の居場所づくり事業の課題

CN常駐型(フルスペック Version)



【Lecture Menu】

① 放課後施策に
求められているもの

② 放課後関連事業の
現状

③ 放課後関連事業の
課題

④ **課題解消に向けた
検討の視点**

課題解消に向けた検討の視点

平成30年度 第4回 総合教育会議

1 留守家庭児童育成センター

→保育の必要性が高い児童に特化するべきでは

2 児童館

→スタッフの活用、地域偏在の解消をすべきでは

3 放課後子供教室

→無理なく地域力を生かすための連携が必要では

4 子供の居場所づくり事業

→育成センター利用ニーズへの対応すべきでは

※その他の重要な視点

→学校の立ち位置のあり方 総事業費の見込み

Promote Measures After School